

地銀協レポート

Vol.5

2022年5月18日公表

レポート

手形・小切手の全面的な電子化に向けて

～取引先企業のDX支援の観点から地方銀行も積極的に取り組み～

業務部

地方創生のために銀行の「外」で働く地方銀行員

総合企画室

協会ニュース

- 地銀協Webサイトのリニューアル、公式Twitterの開設
- 地方銀行における環境・気候変動問題への取り組みレポートの公表
- マイナポータルからの公金受取口座登録の開始
- 多頻度小口決済スキーム「ことら」の開始

統計グラフ

- 地方銀行の公金業務

手形・小切手の全面的な電子化に向けて ～取引先企業のDX支援の観点から 地方銀行も積極的に取り組み～

業務部 調査役 阿部 真保子

要 旨

- 紙の手形・小切手は、長年にわたり、わが国の企業間の資金のやりとりにおいて重要な役割を担ってきましたが、社会のデジタル化が急速に進む中、企業の生産性向上や金融機関における決済の効率化等の阻害要因となっているとの認識が広がりつつあります。
- 手形・小切手の電子化は、わが国において、労働力不足の解消、企業の生産性向上、DX推進等の観点から、社会全体で解決すべき課題であり、政府、産業界、銀行界の「オールジャパン」で様々な検討が行われています。
- 銀行界は、「2026年末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標として掲げており、地方銀行も、この目標を達成するため、電子的決済手段の普及促進など、様々な取り組みを行っています。

1. はじめに

皆さんは、お金の支払いや受取りに「手形」や「小切手」を使ったことがありますか。振込やクレジットカードなどの電子的決済サービスが広く普及した今日、手形・小切手は、事業を行っている方や企業の経理担当の方以外は馴染みが薄いかもしれません。

紙の手形・小切手は、わが国において、長年にわたり、企業間の資金のやりとりにおいて重要な役割を担ってきましたが、近年、社会のデジタル化が急速に進み、企業活動におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）¹の必要性が叫ばれるなか、紙による事務処理を前提とした手形・小切手は、企業の生産性向上や金融機関の効率化等の阻害要因となっているとの認識が広がっています。

そこで、本レポートでは、手形・小切手の概要や、デジタル化に向けた課題等を整理したうえで、手形・小切手の電子化に向けた政府、産業界、地方銀行等の取り組みについて紹介します。



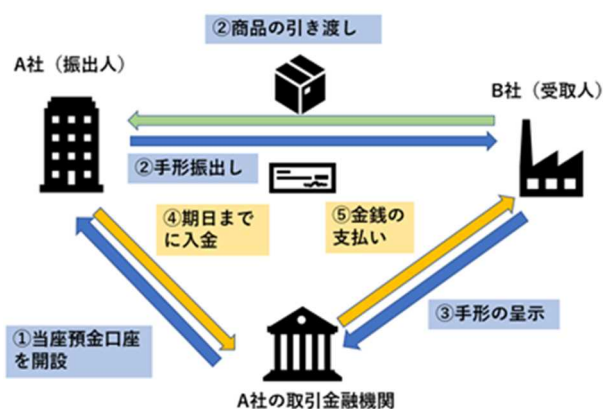
2. 手形・小切手とは？

手形・小切手は、現金に代わってお金をやりとりするための手段です。手形・小切手を使えば、現金を手元に保管する手間や多額の金銭を持ち運ぶ必要がなく、また、現金のように支払側も受取側も金額を数える必要がありません。わが国における手形・小切手の歴史は古く、明治時代以前から流通の仕組みが存在していたと言われています。現在の制度は、1930年のジュネーブ手形法統一条約の締結と、それを受けて昭和初期に制定された手形法、小切手法が基礎となっています。

約束手形は、代金を支払う側（振出人）が代金を受け取る側（受取人）に対して、指定した期日に代金の支払いを行うことを約する証書です。例えば、A社が、B社に販売した商品の代金を受け取る場合、A社は、B社から受け取った約束手形を支払期日まで保管しておき、支

払期日になったら、金融機関に約束手形を呈示すると、B社の取引金融機関の当座預金口座から約束手形に記載された金額が引き落とされ、A社の口座に送金されるという仕組みになっています。このように、約束手形は、振出人にとって、支払いを先延ばしできるメリットがあります。

— 手形には、「約束手形」のほか「為替手形」があります。為替手形は、手形の振出人が第三者である支払人に依頼し、受取人に対して支払いを行ってもらう三者間取引のための証書ですが、現在、その利用はごく一部の取引に限られています。



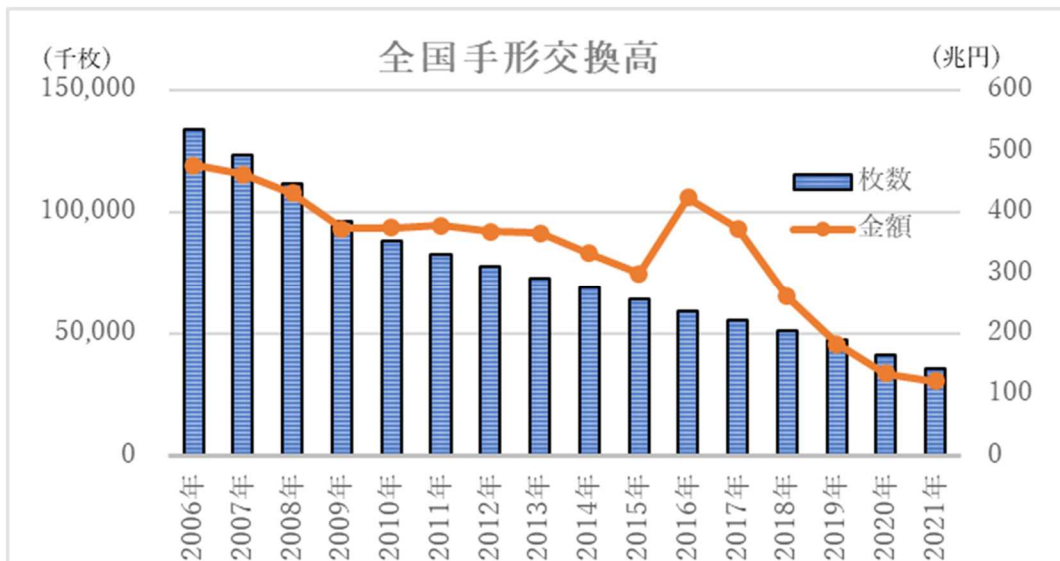
▲ 全国銀行協会「手形・小切手のはなし」より

小切手は、現金の代替として代金の支払い等に用いられる証券です。約束手形の場合と同様、A社は、B社から受け取った小切手を金融機関に提示すると、B社の取引金融機関の当座預金口座から小切手に記載された金額の支払いを受けることができますが、約束手形との大きな違いは、受け取った瞬間からすぐに現金化できるという点です。

では、実際に手形・小切手はどのくらい利用されている

ものなのでしょうか。全国手形交換高（全国各地の手形交換所の参加金融機関間で交換された手形・小切手の件数・額）は、下のグラフのとおりです。

— 実際には、これ以外に、交換所に持ち出されず金融機関内で処理される手形等もあります。



▲ 全銀協「全国手形交換高・不渡手形実数・取引停止処分数調」を基に地銀協作成。小切手等の取り扱い高を含む。

手形交換金額は1990年（4,797兆円）、手形交換枚数は1979年（4億3,486万枚）にそれぞれピークを迎えましたが、その後、インターネットバンキング（IB）の普及や企業のコスト意識の高まり等により、足下では年々、減少傾向にあります。直近ではピーク時に比べ、金額は40分の1程度（2021年122兆円）、枚数は、12分の1程度

（2021年3,588万枚）まで減少していますが²、現金流通高（2020年120兆円規模）³と比較してみると、依然として一定の規模を有していることが分かります。特に、約束手形は、一部の業種においては、長年の商慣習も相まって、中小企業を中心に根強く使われ続けています。

3. なぜ手形・小切手の電子化が必要なのか

このように、商取引において、依然として多く使われている手形・小切手ですが、「紙」であることにより、以下のような課題が指摘されています。

まず、紙の取り扱いには、様々なコストを要します。手形・小切手の振出企業においては、金融機関からの手形帳や小切手帳の購入代金、手形等に貼付する印紙代、受取企業への郵送・訪問等が必要となります。受取企業においても、手形・小切手の盗難や紛失のリスクに備え、手形の支払期日まで手形の現物を安全に保管しなければなりませんし、現金化の際は、金融機関に支払う取立手数料等の費用

が発生します。

また、手形には、振出人が支払いを先延ばしできるというメリットがありますが、このことは、受取人にとっては、代金を受け取るまでに相応の時間を要するというデメリットとなります。例えば、2020年9月に中小企業庁が実施したアンケート調査では、約束手形の振出から現金を受け取るまでの平均日数は、振込の場合の2倍の約100日となっており、親事業者に比べて立場の弱い下請け業者の資金繰りに悪影響を与えているとの指摘がなされています⁴。

このような課題は、紙の手形・小切手が有する機能を、インターネットバンキングによる振込や電子記録債権（でんさい）といった電子的決済サービスに切り替えていくことによって解消することが期待されます。電子的な方法への切り替えにあたり、利用者にとっては、IT機器の導入コストや電子サービスの利用料・手数料、教育・調整コスト等の初期費用が一時的に発生しますが、それ以上に、紙の取り扱いを廃止することによる郵

送費、手形・小切手帳の購入代金、印紙代、その他各種事務処理コストの削減が見込まれ、その効果は、日本全体で約723億円に上るとの試算もあります⁵。

なお、下表のとおり、諸外国においては、すでに手形や小切手の利用が減少しており、手形による支払いは、日本の他には、中国、韓国等一部の国に限られているようです。

電子記録債権（でんさい）とは⁶

- ◆ 電子記録債権は、手形に代えて、電子的に債権を発生・譲渡等することができる決済手段です。でんさいは、(株)全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）が取り扱う電子記録債権のことで、2013年よりサービスを提供しています。でんさいには、従来の手形にはない次のようなメリットがあります。
 - ・手形と異なり、印紙税は課税されません。また、郵送コストも削減されます。
 - ・手形の振出し作業や郵送作業など、支払に関する面倒な事務負担が軽減されます。
 - ・ペーパーレス化により紛失や盗難の心配がなく、災害時にも強いです。
 - ・手形、振込、一括決済など、複数の支払手段を一本化すれば効率化が図れます。
- ◆ 現在、すでに60万社以上の企業が利用契約をしており、年間450万件もの発生記録請求（手形の「振り出し」に相当）が行われています。

【諸外国における主な支払い手段】

国名	主な支払い手段（B to B）	備考
アメリカ	小切手、銀行振込、クレジットカード	● 小切手主体だったが、銀行振込みやクレジットカードが浸透。
イギリス	銀行振込、口座引落、クレジットカード、小切手	● 欧州では、SEPA（欧州36か国を跨ぐユーロ建ての電子決済が行える地域およびそのスキームのこと。振込、口座引落、カード払などの決済が対象）が導入済み。
ドイツ	銀行振込、口座引落、クレジットカード	
オーストラリア	小切手、クレジットカード、銀行振込	● 米国同様の商慣習。
シンガポール	銀行振込、小切手	● 手形は不渡罰則が弱く、浸透せず。 ● 手形の代わりに発達した小切手は政府が2025年までに廃止する目標を設定。代わりにスマートフォン、PC等での電子即時送金制度（Pay Now）を推進。
中国	銀行振込、為替手形、小切手	● 成長期の資金不足を背景に手形発達。 ● なお、手形は大半が電子、銀行引受手形。
韓国	銀行振込、約束手形	● 成長期の資金不足および日本同様の厳しい不渡罰則（取引停止処分）を背景に手形発達。電子手形への移行進展。
日本	銀行振込、約束手形	● 高度成長期の資金不足を背景に手形発達、現在でも残存。

▲ 約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会報告書（2021年3月中小企業庁）より。

3. オールジャパンで100%の電子化を目指す

手形・小切手の電子化は、日本社会における労働力不足の解消、企業の生産性向上、DX推進等につながるものであるため、社会全体で解決すべき課題として、これまで、

政府、産業界、銀行界の「オールジャパン」で様々な検討が行われています。下表では、その主なものを紹介し

時期	概要
2017年6月	①政府は、「未来投資戦略2017」において、企業・金融機関双方の事務負担を削減するとともに、ITを活用した金融サービスとの連携を可能とする観点から、オールジャパンでの電子手形・小切手への移行につき官民連携して検討することを明記。
2018年12月	②全国銀行協会は、「未来投資戦略2017」を踏まえ、5年間で全国手形交換枚数の約6割が電子的な方法に移行することを中間的な目標として設定。
2021年3月	③中小企業庁に設置された有識者検討会は、産業界、金融界がそれぞれ「約束手形の利用廃止等に向けた自主行動計画」の策定を検討し、取り組みを促進することが必要と提言。
2021年6月	④政府は、「成長戦略実行計画」において、2021年夏を目途に産業界および金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用廃止に向けた取り組みを推進することを明記。 — これを受け、産業界は、業界団体ごとに手形の利用廃止に向けた自主行動計画を策定（2022年2月現在18業種51団体が策定済み）。
2021年7月	⑤全国銀行協会は、手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画を定め、「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標として設定。
2022年2月	⑥中小企業庁は、業界団体に対して、2022年夏までに、約束手形の利用の廃止に向けた具体的なロードマップ（段取り、スケジュール等）の自主行動計画への反映を要請。金融界に対しても、2026年の手形交換所における約束手形の取り扱い廃止の検討を要請。

- ①「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/miraitousi2017.pdf>）
- ②手形・小切手機能の電子化に関する検討会（事務局：全国銀行協会）「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」（<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2018/n10908/>）
- ③約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会（事務局：中小企業庁）中小企業庁「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会報告書」（https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shiharaikaizen/2021/210315shiharaikaizen_report.pdf）
- ④「成長戦略実行計画」（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/ap2021.pdf>）
- ⑤手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会（事務局：全国銀行協会）「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」（https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news330719_1.pdf）
- ⑥中小企業庁「取引適正化に向けた5つの取組について」のうち、「約束手形の2026年までの利用廃止への道筋」（<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220210006/20220210006-2.pdf>）

地方銀行においても、「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」との目標の達成に向け、取引先企業の生産性向上、DX推進等の観点から、手形・小切手の電子化に向けて積極的に取り組んでいます。例えば、でんさい、インターネットバンキン

グなど電子的決済手段の導入支援や、その使いやすさの向上、セキュリティの改善などを行っている例や、電子的決済手段の手数料体系の見直しを行っている例もあります。下表では、その主なものを紹介します。

でんさいの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域企業より依頼を受けて、地方銀行の行員が講師となり、でんさいや法人IBのメリットについての勉強会を開催。 ● でんさい専用のコールセンターを設置し、でんさい導入や導入後の相談に対応。 ● 企業ごとの年間の手形発行枚数に応じたサポート体制を構築し、でんさいの導入を支援。 ● でんさいネット主催のセミナーやキャッシュバックキャンペーン等を取引先に案内。
電子的決済手段の導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業店の行員が取引先に法人IBのメリットを正確に説明するための説明用資料を作成。 ● 法人IB契約者が無料で利用できる、法人向けビジネスポータルサービスを開始（残高・入金金明細照会、各種書類の電子交付のほか、ID連携により様々な法人向けサービスをシームレスに利用できる）。 ● オンライン型ファクタリングにより中小企業の資金繰り支援。

(5頁の表つづき)

利便性向上 (U I /U Xの改善等)	<ul style="list-style-type: none">● ウェブサイトの法人 I B ページをリニューアルして、体験版や料金シミュレーション等を利用しやすく整備するなどコンテンツを充実。● 法人 I B を統合型クラウド E R P サービスにシームレスに連携させることで、企業間決済事務における入出金管理・資金管理を含めたバックオフィスの全社最適を実現。
セキュリティ改善	<ul style="list-style-type: none">● でんさい導入に当たり、セキュリティ対策を含む取引先社内のパソコン環境の整備について、システムベンダーと共に行員が訪問してサポート。
電子的決済手段の手数料体系の見直し	<ul style="list-style-type: none">● 法人 I B の基本手数料を無料化。● でんさい利用者を対象に法人 I B の月額基本料金の割引を行うキャンペーンを実施。

また、当協会も地方銀行に対して、手形・小切手の全面的電子化に向けたフォローアップ調査の実施、取引先の

デジタル化へ向けた支援事例集の作成など様々なサポートを行っています。

4. おわりに

全国銀行協会が本年3月に公表した「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書(2021年度)」によれば、2021年中における全国手形交換枚数の削減枚数は、約510万枚と、自主行動計画に基づく年間削減目標の95%に達しました。また、でんさいの発生記録請求件数の増加率が前年比倍増したとのことです。

このように、手形・小切手の電子化については、「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」との目標の達成に向け、今後も、各関係者における取り組みが加速していくものと想定され、皆さんも報道等において、これらの状況を耳にする機会が増えるかもしれません。

前述のとおり、手形・小切手の利用の廃止は、わが国の長年の商慣習を大きく変えるものであり、業種を超えて検討すべき課題も多く、関係省庁、産業界、銀行界が一丸となって進めていくことにより、はじめて実現できるものです。

地方銀行としても、産業界や関係省庁とも連携しつつ、手形・小切手の電子化に向けた取り組みをこれまで以上に進めていく所存です。当協会も、地方銀行の手形・小切手の電子化に向けた取り組みに資するよう、でんさいの普及促進等のツールの作成、施策の説明会の開催などを通じて、サポートしてまいります。

¹ 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること(経済産業省「『DX推進指標』とそのガイダンス」)(<https://www.meti.go.jp/press/2019/07/20190731003/20190731003.html>)。

² 手形・小切手機能の電子化に関する検討会「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」(2018年12月)(<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2018/n10908/>)。

³ ニッセイ基礎研究所 基礎研レター「二極化が進む現金流通高～一万円札は急増、五円玉は減少止まらず」(2020年8月)(<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=65159?pno=2&site=nli>)。

⁴ 中小企業庁が2020年9月に実施した、日本国内の企業を対象とする支払いの実態に関するアンケート調査。3,350社(大企業158社、中小企業3,192社)の回答。

⁵ 紙から電子へ移行した場合、年間約730億円のコスト削減効果があると試算(手形・小切手機能の電子化に関する検討会「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」(2018年12月))(<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2018/n10908/>)。

⁶ でんさいネットホームページ(<https://www.densai.net/about/>)参照。

地方創生のために 銀行の「外」で働く地方銀行員



総合企画室 副調査役 若井 菜々子

要 旨

- 地方銀行の行員の中には、派遣あるいは出向という形で、銀行の外部の機関や企業等で働いている人が数多くいます。
- 本レポートでは、地方創生のため、地元自治体で働く武蔵野銀行の高金和夫さん、地元の大学で働く山梨中央銀行の内藤富美晴さん、地域DMOで働く伊予銀行の高松孟虎さん、ベンチャー企業で働くみちのく銀行の澤野雄矢さん取材し、担当業務や、働く上での思いなどについて紹介しています。
- 今回紹介した4人の人々は、フィールドはそれぞれ異なるものの、働いている場所や地域に愛着を持ち、そしてその業務内容に熱意を持って取り組んでいます。こうした取り組みは、地域活性化に資することはもちろんのこと、行員自身のスキルアップにつながっています。今後は、こうして銀行「外」で得たノウハウが、銀行「内」で活かされていくことが期待されます。

1. はじめに

地方銀行の行員の業務内容といえば、皆さんはどういったものを思い浮かべますか。例えば、支店の窓口でお客さまの預金や振込等の対応を行う、あるいは、融資先の企業に対して資金繰り支援や様々なコンサルティング等を行う、といった銀行「内」の業務をイメージされることが多いと思います。

地方銀行員の中には、こうした銀行「内」での業務ではなく、派遣あるいは出向という形で、銀行の「外」で

働いている方も数多くいます。官公庁や地元の自治体、大学、民間企業など様々な場で、様々な仕事に携わっています。

今回は、こうした銀行の「外」で働く地方銀行員の人々の中から、地方創生のために地元自治体・企業等で働いている4名の、仕事内容・仕事にける想いをご紹介します。

2. 地域商社の立ち上げでまちおこしに貢献

地元地域のまちおこしのため、町役場の一員として働く地方銀行員がいます。埼玉県に本店を置く武蔵野銀行の行員、高金和夫さんです。高金さんは、2020年10月から埼玉県秩父郡小鹿野町に出向し、現在は、同町が2021年6月に設立した「地域商社おがの」に係る業務を行う部署である「地域商社推進室」で働いています。

小鹿野町は、埼玉県の西部に位置し豊かな自然に恵まれた地域で、200年以上の伝統を持つ「小鹿野歌舞伎」の文化が育まれた場所でもあります。こうした魅力的な観光資源を活かした地域振興については、従来は行政主導で行われてきましたが、より機動的・効果的な事業展開を可能とするため、「地域商社おがの」が設立されました。

高金さんは、同社の設立にあたり、地域商社について一から勉強し、その設立準備や事業計画書の作成に携わったほか、同社の経営者候補の募集活動もサポートしました。そして現在は、小鹿野町の魅力的な産品をアピールするためのマーケティングや商品開発、販路拡大等に加え、同社の財務や職場環境の改善等に取り組んでいます。



▲ 武蔵野銀行から小鹿野町へ出向している高金和夫さん。



同社が目指すのは、地域活性化に向け、何らかの形で同町に関わってもらう「交流人口」・「関係人口」を増やすことです。2022年1月には、「親子ワーケーション」と称し、ワーケーションといえば男性が行うイメージが強い中、“お母さんとそのこども”に小鹿野町に来てもらい、母親が仕事をしている間、子供は町の高齢者と交流するという宿泊型のイベントを企画・開催しました。参加者からはとても好評だったそうで、このような取り組みの積み重ねで、少しずつ小鹿野町の交流人口・関係人口を増やしていくことを目指しています。

高金さんは、こうした同社の取り組みに対して、地方銀行として何ができるかを考えており、地方銀行として何か連携できることがあれば、今までの枠にとらわれず何でもチャレンジしていきたいと考えています。高金さんの任期は残り1年半。まだ勉強することはたくさんあると言いますが、小鹿野町と武蔵野銀行の橋渡しをしながら地域の活性化に貢献することがとても楽しみだそうです。町役場で働いたことや地域商社で経営に携わったことは、銀行員としては珍しい経験で、これを自身の強みにして、銀行に戻った後も、地域のために活躍していきたいとのこと。

3. 大学の研究シーズ×企業のニーズで地元産業を活性化

内藤富美晴さんは、2020年7月より、山梨県に本店を置く山梨中央銀行から山梨大学に派遣され、産学官金の連携を支援する「地域連携コーディネータ」¹として働いています。内藤さんのもとには、同学から認定されたコーディネータ（同行行員約100名）がお取引先企業を訪問する中で発掘したお取引先の課題・ニーズが寄せられます。これらを整理し、大学内の研究シーズとのマッチングによる解決策を検討し、マッチングに向け両者間の調整をすることが内藤さんの主な役割です。その他にも、大学と銀行が開催する技術相談会等のイベント企画や、客員社会連携コーディネータの育成等にも取り組んでいます。

内藤さんは普段から、学内の研究室をくまなく回り、研究者とコミュニケーションをとりながら学内の研究シーズについて情報収集を行っています。こうして得た情報をもとにマッチングの可能性を模索するほか、「山梨大学発 "ビジネスチャンス" 直行便！」としてとりまとめ、対外的に発信しています。このとき、研究で使われる専門用語・知識を、同行取引先にも分かりやすく、かみ砕いて表現するよう工夫しているそうです。

客員社会連携コーディネータを通じて同行取引先から内藤さんのもとに寄せられる相談件数のうち、実際にマッチングが成立し共同研究等に繋がるものは約2～3割に至ります。全国的にも珍しい本スキームは、地域活性化の中核を担う取り組みとして県内外から広く注目されてきた一方で、成果が必ずしも地域活性化に繋がっていない場合もあるといいます。今後は、企業と大学との連携により開発した技術等をどう事業化・収益化し、地域経済の発展につ


【山梨大学発 "ビジネスチャンス" 直行便！】

No. 2021-3
2022年3月15日発行
山梨中央銀行
3F 総務部 産学連携部
発行部局内 1-20-8

山梨大学発 → → →
"ビジネスチャンス" 直行便！

山梨中央銀行は、大学等の研究機関が保有する技術シーズと企業ニーズを結びつけ、新技術の開発や新事業の創出を支援するリエゾン（橋渡し）活動に取り組んでいます。本リポートが、中小企業の悩ましがちな経営課題の解決や新事業創出の"ヒント"となり、ビジネスチャンスに繋がればと考えております。

<第91回>



高感度バイオセンサ・バイオセンシング技術の開発
～生体関連物質動態の可視化～

(工学基礎教育センター 准教授)
井上 久美 先生

研究室内の上先生

■ **研究の概要について教えてください。**

一言でいうと「バイオセンサとバイオセンシングシステムの研究開発」ということとなりますが、主に生体関連分子をターゲットに、測りたいものをできるだけ簡単に測れるセンサづくりの研究をしています。

特に力を入れているのは、細胞同士のコミュニケーションを可視化できるイメージングデバイスの開発です。どうすれば見えないものを見ることができ、どうすればもっと高感度になるか、もっと簡単に測れるかを追求し、まだ世界にない新しい分析方法を創出したいと考えています。

その目的は、細胞間の物質のやり取りを可視化することで、脳の働きや様々な体の機能を明らかにすることができ、これらを実用化してヘルスケアや環境計測、生命科学研究に役立てることで、

■ **研究テーマであるバイオセンサ・バイオセンシングとはどのような技術ですか。**

近年、バイオテクノロジーの発展に伴い、生体技術を用いた新規製品の開発が一般的になりました。バイオセンサは通常のセンサとは異なり、生体分子（抗体やDNA等）をセンサ素子に利用する分析装置です。バイオセンサを用いることで、目的の分子を簡単な操作で高感度に出すことができます。手軽で簡単に健康や環境の指標を計測できるため、デジタルヘルスをはじめとする多くの分野で、バイオセンシングを用いる新たなビジネスの誕生が期待されます。

私はこれまで、これらの応用として東北大学時代からスマートトイレ用尿センサや透析機

▲ 山梨中央銀行ホームページ (<https://www.yamanashibank.co.jp/corporation/support/businesschance/>) より

なげていくか、という出口戦略も含めたスキームを考えていきたいとしています。

内藤さんは、本活動への想いを次のように語っています。「地域における大学と金融機関は、地域の発展や地域づくりに貢献するために日々努力しているという点で、目指す方向性やその思いは同じ。産学官金連携の輪を広げていく役割を担うことができる今の仕事に、とてもやりがいと誇りを感じています。」



▲ 研究シーズについて情報交換を行う内藤富美晴さん（右）と山梨大学生命環境学部 地域社会システム学科菊地淑人准教授（左）

4. 地域資源を活かした観光まちづくりへの支援



▲ 伊予銀行からキタ・マネジメントへ出向している高松孟虎さん

愛媛県に本店を置く伊予銀行の行員・高松孟虎さんは、2021年8月より、愛媛県大洲市の地域DMO²「キタ・マネジメント」で勤務しています。同社は、市役所や民間事業者と官民金連携を締結し、大洲市の歴史や文化、自然、風土などの地域資源を活かした観光まちづくりを進めており、これまで、町家・古民家等の歴史的建造物の活用事業や地域資源を活かした観光事業、日本初の大洲城キャッスルステイ事業などを手掛けてきました。高松さんはもともと、同行大洲支店の行員として、DMO設立時の金融支援や経営支援に携わるなど、3年間、同社を担当しており、自らの想いもあり出向に至ったそうです。

現在、高松さんはキタ・マネジメントにおいて総務課長として人事、労務、経理の業務を担っています。また、関連会社(株)KITAにおいては、町家・古民家をオーナーから借り上げ、宿泊施設等へ改装したうえで事業者へサブリースする不動産開発にも携わっています。社内の方々はもちろん、大洲市や連携する民間事業者、団体など、関係者が多岐にわたる中で、行員時代の人脈や、金融・法務の経験を活かしています。特に開発事業では、ストラクチャードファイナンスや財務に従事しています。ここでは、政府系金融機関やファンドとの交渉、短期から長期に及ぶ経営計画策定を実施するなど、銀行では携わる機会がない業務が

多く、銀行に戻った際には、この経験を将来的に、地域創生や創業支援に活かしていきたいと考えています。

今後も観光まちづくりに携わりたいとの想いを抱いている高松さんは、同社に勤務する間はもちろん、銀行に戻った後も、観光産業などを通じた地元経済の活性化に取り組んでいきたいと考えています。特定の事業のみでなく、地域全体に雇用創出や経済効果が波及するよう、地方銀行ならではの情報力や実行力を武器に、大洲市ひいては愛媛県全体の付加価値の向上に繋がるような支援をしていきたいということです。



▲ (株)KITAがリノベーションを手掛けた「NIPPONIA HOTEL 大洲城下町 OKI棟」。

5. ベンチャー企業から地域企業の国内外への販路拡大をサポート

最後にご紹介するのは、地方銀行からベンチャー企業に
 出向している地方銀行員の事例です。青森県に本店を置く
みちのく銀行の行員の澤野雄矢さんは、2020年6月より、
 (株)RCGで働いています。

同社は、東京都に本社を持ち、地域金融機関と連携し
 て、地域企業に対する国内外への販路拡大支援等を行うベ
 ンチャー企業です。海外向けには、オンライン上で商談機
 会を提供する同社システム「SELAS」を使用してマッチ
 ングを支援し、必要に応じて成約後の輸出までの実務的なサ
 ポートも行っています。その際、日本語が話せる現地コー
 ディネーターのサポートを受けられる仕組みとしていま
 す。国内向けには、連携先の地域金融機関から紹介された
 地域企業が手掛ける地域の産品を集めたカタログの作成お
 よびECサイト「BANKER'S Choice」を運営しています。
 同社はみちのく銀行と2020年6月に包括的連携協定を締結
 しており、その一環として澤野さんが同社に出向しまし
 た。

澤野さんは、現在、連携金融機関の新規開拓、既存の連
 携金融機関や地域企業との様々な案件の調整等に携わっ
 ています。例えば、BANKER'S Choiceで、連携金融機関や地
 域企業から「どのような文章・写真にしたら売れるか」と
 いった相談にのることもあります。また、同社は自治体の
 「企業版ふるさと納税」³をサポートする事業も展開して
 おり、澤野さんは銀行時代の青森県庁への出向経験を活
 かし、自治体との交渉も行っています。

澤野さんは、どの業種の企業にも、また、どのフェーズ

にある企業にも販路拡大は必要不可欠なものであり、地方
 銀行が取引先から今後も販路拡大支援が強く求められると
 考えています。澤野さんの出向期間は2022年6月末まで
 ですが、銀行に戻ってからも、出向先での経験を活かしつ
 つ、また、SELASやBANKER'S Choiceといった仕組みも活
 用しながら、引き続き販路拡大支援を通じたお取引先支
 援をいきたいとしています。



▲ BANKER'S Choiceのカタログと、その中で実際に扱う
 地域の産品。



▲ みちのく銀行から(株)RCGに出向している澤野雄矢さん。

6. おわりに

今回取材した上記の4名は、働いているフィールドはそれぞれ異なるものの、皆、働いている場所や地域に愛着を持ち、そしてその業務内容に熱意を持って取り組んでいます。

こうした行員の取り組みは、各行が根ざす地域の活性化に資するのはもちろんのこと、それぞれの行員自身の

スキルアップにも繋がっています。さらには、こうして銀行「外」で得たノウハウを、銀行「内」で発揮してもらうことによって、銀行にも利益をもたらす取り組みであるといえます。こうした取り組みが引き続き行われ、各地域での地方創生につながることを期待されます。

- ¹ 山梨大学独自の制度で、同学に常駐し産業界のニーズを吸い上げ、同学が保有する技術シーズと連携させる等、教職員と協働して地場企業の強化やベンチャー企業の育成等の支援に従事することを目的に、同大学と山梨中央銀行との包括的業務連携協定に基づき制定された。
- ² 観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。
- ³ 地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対する企業の寄附について法人関係税を税額控除する制度。寄附企業への経済的な見返りは禁止されている。



地銀協Webサイトのリニューアル、公式Twitterの開設

当協会は、地銀界の情報発信強化に向けた取り組みとして、①地銀協Webサイトをリニューアルするとともに、②地銀協公式Twitterアカウントを開設いたしました。

①新たなWebサイトは、求める情報にたどり着きやすいようなサイト構造・デザインに見直すとともに、スマートフォンからも閲覧しやすいよう、レスポンシブデザインを採用しています。また、新規コンテンツとして「地方銀行を知ろう」（地方銀行に関するQ&A）や、「地方銀行で働きたい方へ」（現役地方銀行員のメッセージ

や、各会員銀行の採用サイトへのリンク集）を追加しました。

②公式Twitterアカウントは、会員銀行や地銀界における地方創生やSDGs等の様々な取り組みをより広くPRすべく、新たな对外発信ツールとして開設しました。今後、週1～2回の頻度で投稿してまいります。

<当協会Webサイト>

- URL
<https://www.chiginkyo.or.jp/>
- QRコード



<当協会公式Twitterアカウント>

- アカウント名
全国地方銀行協会
- ID
@chiginkyo
- URL
<https://twitter.com/chiginkyo>
- QRコード



地方銀行における環境・気候変動問題への取り組みレポートの公表

当協会は、環境問題や気候変動問題に対する地方銀行の取り組み等を支援する活動を行っています。その一環として、5月18日、地方銀行における環境・気候変動問題に関する取り組みレポートを取りまとめ・公表しました（https://www.chiginkyo.or.jp/regional_banks/initiative/environment/）。本レポートは年1回公表することとしており、今回は昨年引き続き2回目となります。

本レポートでは、①個別銀行の主な取り組み事例、②当協会による地方銀行への取り組み支援活動、③当協会事務局における環境負荷低減活動を紹介しています。

①個別銀行の主な取り組み事例としては、環境・気候変

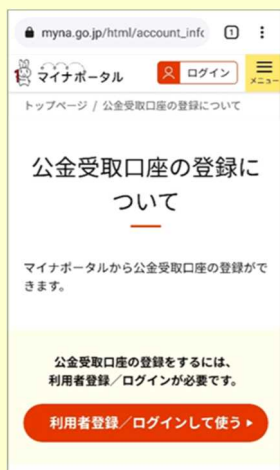
動問題等への取り組みに関する受賞事例や、グリーンファイナンス等の環境関連ビジネスの取り組み等を紹介しています。

②当協会による地方銀行への取り組み支援活動としては、開示やシナリオ分析に関する研究、有識者との意見交換会の開催、啓発ツールの作成等を紹介しています。

③当協会事務局による環境負荷低減活動としては、省エネの推進によるエネルギー消費量の削減状況のほか、Scope 1～3のCO₂排出量の試算結果を掲載しています。

当協会は、今後とも、地方銀行の取り組みを支援していくとともに、自らの環境負荷軽減活動にも積極的に取り組んでまいります。

マイナポータルからの公金受取口座登録の開始



▲マイナポータルより

3月28日より、行政手続のオンライン窓口である「マイナポータル」から、公金受取口座の登録ができるようになりました。預貯金口座の情報をマイナンバーとともにあらかじめ国（デジタル庁）に登録しておくことにより、今後、緊急時の給付金等を申請する際に、申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付が不要になります。

登録された口座情報は、緊急時の給付金のほか、年金、児童手当、所得税の還付金等、幅広い給付金等の支給事務にも利用できるとされています。

マイナポータルから公金受取口座を登録する際は、申請者が入力した口座番号等に誤りがないかどうかをオンラインで

確認する必要がありますが、これを可能とするため、当協会は、他の金融団体とも連携し、デジタル庁と民間金融機関等のATM提携ネットワークの接続を実現しました。この仕組みは、ATMやインターネットバンキングにおいて振込先の口座確認を行う仕組みを活用したもので、具体的には、申請者から提供された口座情報に基づき、金融機関に対して、金融機関名、本支店名、口座種別、口座番号および口座名義を照会します。

なお、マイナポータルのWebサイトでも注意喚起が行われておりますとおり、デジタル庁から口座番号や暗証番号等をメール、SMS（ショートメッセージサービス）や電話などでお尋ねすることはありません。デジタル庁等を騙った詐欺等にご注意ください。

https://faq.myna.go.jp/faq/show/5431?category_id=217&site_domain=default

多頻度小口決済スキーム「ことら」の開始

本格的なキャッシュレス時代を迎え、新たな資金決済サービスが次々と登場する中、金融界として利用者のニーズに応じていくにあたり、各サービス間の相互運用性の確保や、多頻度小口決済を想定した低コストの資金決済システムの構築が急務となっています。

その解決を目指し、この秋、都市銀行5行が中心となり開発を進めている多頻度小口決済インフラ「ことら」がスタートします。当協会においても、地銀各行における「ことら」への対応について情報連携等の積極的な支援を行っており、2月14日付の株式会社ことらのニュースリリースによれば、地方銀行17行を含む27金融機関が参加を表明しています。

「ことら送金」は、送金上限を1件あたり10万円とする個人間送金サービスです。利用者は、スマートフォンにダウンロードした金融機関のダイレクトバンキングアプリや銀行系Payアプリ（BankPay等）などを用いて、口座番号のほか、受取人の携帯電話番号やメールアドレスなどによって安価に送金を行うことができるようになります。「ことら送金」に

対応したアプリであれば、異なる決済事業者間（金融機関や資金移動業者）であっても相互に送金が可能です。

友人間でのお金の立て替え、割り勘した飲食代の精算、お小遣い・お年玉など、これまで現金で行っていた様々なお金のやりとりのシーンで、「ことら送金」の活躍が期待されます。



▲株式会社ことらホームページより

統計グラフ

地方銀行の公金業務

地方銀行は、多くの地方公共団体（以下、地公体）の指定金融機関として、公金の出納や関連事務を受託しています。例えば、税金等の払込みの銀行窓口での受付、各種手当等の地域住民口座への振込、公金取扱いのための市役所等への行員の派出などを行っています。

一方、こうした事務は非常に低価格、場合によっては無償で提供されていることが多いため、地方銀行がそのコストを負担するケースも少なくありません。当協会が毎年、会員銀行あてに実施しているアンケートによると、所定の手数料を満額あるいは一部負担している地公体の割合は徐々に増えてきていますが、足もとをみると、依然、窓口収納については6割超、振込、集配金、両替については8割超で無償提供されています。

こうした状況を踏まえ、当協会は、総務省等の関係省庁・団体に対して、地方税収納等に係る経費の負担の適正化を要望しています。

【地方銀行が指定金融機関を務める地方公共団体数（2021年9月末時点）】

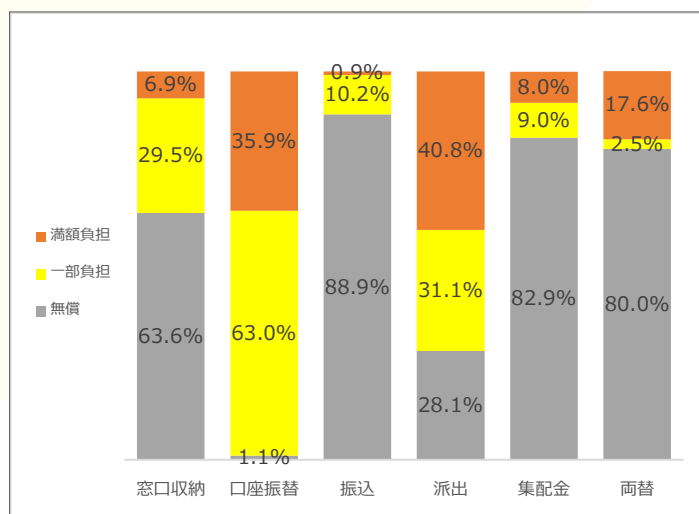
区分	都道府県	市町村	合計
地方公共団体総数	47	1,741	1,788
指定金融機関先数 (シェア)	41 (87.2%)	956 (54.9%)	997 (55.8%)

▲当協会調べ。

【地方銀行が担っている主な公金業務】

窓口収納	税金や各種使用料、手数料の納付書を銀行窓口で受け付け、収納する。
口座振替	税金や各種使用料、手数料を、利用者の口座から地公体の口座へ振り替える。
振込	地公体が取引先等へ支払う資金を振り込む他、各種手当や助成金を対象住民の口座へ振り込む。
派出	公金の出納のため、地公体へ行員を派遣する。
集配金	地公体が管理する関連施設等で取り扱う現金の集配を行う。
両替	地公体や地公体が管理する関連施設等で取り扱う現金を両替する。

【公金業務の経費負担状況（2021年）】



▲当協会調べ。地方銀行が指定金融機関を務める地公体が、各種公金業務の経費を各行所定手数料額に対してどの程度負担しているかを調査。数値（%）は、経費負担の程度（満額・一部・無償）別の地公体の構成比。なお、各地方銀行所定の手数料額は調査対象外。

地銀協レポート Vol.5 2022年5月18日公表

一般社団法人全国地方銀行協会
〒101-8509
東京都千代田区内神田3-1-2
TEL 03-3252-5170
<https://www.chiginkyo.or.jp/>